

## 海賊対処法案質問(090422)要旨

衆議院議員 武正公一

- 1、日本への原油輸入量のどの位がアデン湾を通過しているか（国土交通大臣）
  
- 2、テロ特措法補給船舶アデン湾給油の根拠（防衛大臣）
  
- 3、固定翼哨戒機P3C派遣について（防衛大臣）
  
- 4、海賊が「国及び国に準ずる」可能性は否定できるか（海洋担当大臣）
  
- 5、PKO法との比較（海洋担当大臣、防衛大臣）
  
- 6、自衛隊法在外邦人等の輸送との比較（海洋担当大臣、外務大臣、防衛大臣）
  
- 7、国会承認の必要性（海洋担当大臣）
  
- 8、ソマリア暫定政府TFGについて(外務大臣)

以上

平成21年2月3日

### アデン湾を通航する原油量等について

石油連盟に対して、日本向け原油のうちアデン湾を通航する原油量及び主な仕出港について確認したところ、2007年においては、以下のとおりであった。

○ アデン湾通航原油

約9,056千KL

(総輸入量の約4%、インドネシアの輸入原油量(約7,184千KL)を上回る規模)

○ 仕出港

- |          |          |
|----------|----------|
| ・サウジアラビア | YANBU港   |
| ・イエメン    | RAS ISA港 |
| ・スーダン    | SUDAN港   |
| ・スーダン    | MASRA港   |

(参考)

○ ペルシャ湾(ホルムズ海峡)通航原油

約198,779千KL(総輸入量の約83%)

○ 主な仕出港

- |          |               |
|----------|---------------|
| ・サウジアラビア | RAS TANURA港   |
| ・イラン     | KHARG ISLAND港 |
| ・カタール    | RAS LAFFAN港   |
| ・UAE     | JEBE-D港       |

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法  
に基づく補給支援活動に関する実施計画

1 基本方針

平成13年9月11日に米国において発生したテロリストによる攻撃は、米国のみならず人類全体に対する卑劣かつ許しがたい行為である。このテロ攻撃による脅威はいまだ除去されておらず、国際社会による「テロとの闘い」は継続している。「テロとの闘い」は、我が国を含む世界全体が連帯して取り組まなければならない国際社会の最重要課題の一つである。

我が国は、平成19年11月1日まで約6年間にわたり、旧平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成13年法律第113号）に基づく対応措置を実施してきたところであるが、「テロとの闘い」には持続的な国際的努力が必要であり、我が国としても、これを自らの問題と認識した上で、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与していくことが重要である。

このため、我が国は、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成20年法律第1号。以下「法」という。）に基づき、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対して、以下のとおり、補給支援活動を実施することとする。

2 補給支援活動を実施する区域の指定に関する事項

防衛大臣は、補給支援活動を実施する区域を公海（インド洋（ペルシャ湾を含む。以下同じ。）及び我が国の領域とインド洋との間の航行に際して通過する海域に限り、海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）及びその上空並びに外国（インド洋又はその沿岸に所在する国及び我が国の領域とこれらの国との間の航行に際して寄港する地が所在する国に限る。）の領域に指定するに当たっては、当該活動が、現に戦闘行為が行

われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域において実施されるよう、また、当該活動の安全が確保されるよう、諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。

3 補給支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

(1) 規模及び構成

補給支援活動を補給艦及び護衛艦により行うための海上自衛隊の部隊（人員500名以内。ただし、部隊の交替を行う場合は1000名以内）

(2) 装備

ア 艦船

補給艦1隻及び護衛艦1隻（ただし、部隊の交替を行う場合は補給艦2隻以内及び護衛艦2隻以内）

イ その他

自衛隊員の健康及び安全の確保並びに補給支援活動に必要な装備（アに掲げるものを除く。）

(3) 派遣期間

平成20年1月16日から平成21年7月15日までの間

4 自衛隊によるその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品の調達及び諸外国の軍隊等への譲与の実施に係る重要事項

補給支援活動として艦船及び艦船に搭載する回転翼航空機の燃料油並びに水の補給を行うため、政府は、当該燃料油等を調達し、法の趣旨を踏まえて、これを諸外国の軍隊等に譲与することとする。

5 補給支援活動の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

補給支援活動を効果的に推進するため、内閣官房を中心に、関係行政機関の緊密な連絡調整を図るものとする。

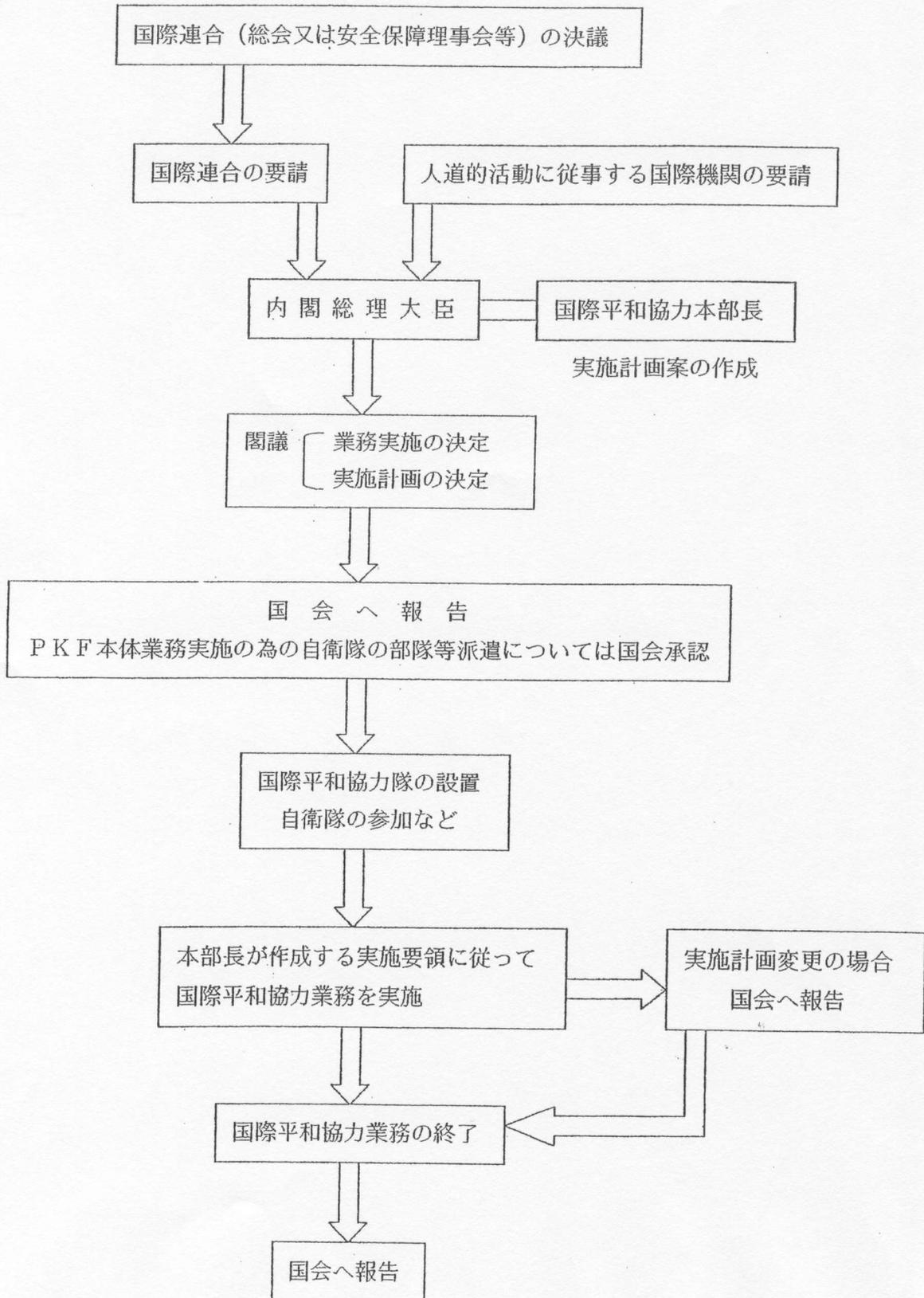
6 その他補給支援活動の実施に関する重要事項

- (1) 関係行政機関は、その所掌事務の遂行を通じて得られた、自衛隊の部隊等が補給支援活動を実施する地域及びその周辺における諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等に関する情報その他の補給支援活動の実施に必要な情報に関し、相互に緊密に連絡をとるものとする。
- (2) 関係行政機関の長は、防衛大臣から、自衛隊の部隊等が補給支援活動を実施するために必要な技術、能力等を有する職員の派遣、所管に属する物品の管理換その他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において協力を行うものとする。
- (3) 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、補給支援活動の実施のため必要な協力を行うものとする。

## 5 国際平和協力業務

安全保障調査室

### ア 国際平和協力業務の仕組み



自衛隊関連法における国会関与規定

	PKO 協力法	周辺事態法	旧テロ特措法	武力攻撃事態法	イラク特措法	新テロ特措法	海賊対処法案
制定年	1992年	1999年	2001年	2003年	2003年	2008年	2009年?
活動の国会承認	原則として 事前承認	原則として 事前承認	事後承認 (20日以内)	原則として 事前承認	事後承認 (20日以内)	承認規定なし	承認規定なし
国会への報告	実施計画を報告 (策定時・変更時)	基本計画を報告 (策定時・変更時)	基本計画を報告 (策定時・変更時)	対処基本方針を 国会が承認 (策定時・変更時)	基本計画を報告 (策定時・変更時)	実施計画を報告 (策定時・変更時)	対処要項を報告 (策定時)
	活動終了後に 結果報告	活動終了後に 結果報告	活動終了後に 結果報告	活動終了後に 結果報告	活動終了後に 結果報告	活動終了後に 結果報告	活動終了後に 結果報告

## ソマリア沖・アデン湾における海賊対処のための準備に 関する命令について

ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に係る準備に関し、防衛大臣から自衛艦隊司令官に対し、準備命令を発出しました。内容は下記のとおりです。

### 記

1 ソマリア沖・アデン湾の海賊は、日本を含む国際社会への脅威であり、早急に対応すべき課題となっており、かかる海賊への対処について、当面の応急措置としての海上における警備行動の発令を行う予定である。

このような状況に備えて、自衛艦隊司令官は、迅速かつ適切な実施のための所要の準備を実施せよ。

2 この命令の実施に関し、必要な細部の事項は、統合幕僚長に指示させる。

## ソマリア沖・アデン湾における海賊対処のための準備に 関する防衛大臣指示について

ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に係る準備に関し、防衛大臣から統合幕僚長、海上幕僚長及び情報本部長に対し、指示を発出しました。この指示の概要は下記のとおりです。

### 記

ソマリア沖・アデン湾の海賊は、日本を含む国際社会への脅威であり、早急に対応すべき課題となっており、かかる海賊への対処について、当面の応急措置としての海上における警備行動の発令を行う予定である。

このような状況に備えて、陸上幕僚長及び航空幕僚長の支援・協力も得て、下記の事項を含む所要の措置を実施せよ。

- 1 部隊の編成準備等
- 2 現地調査を含む情報収集
- 3 教育訓練、予防接種等
- 4 装備品等の調達、補給、集積及び整備等
- 5 関係機関等との調整

## 海上における警備行動に係る内閣総理大臣の承認について

平成21年3月13日  
安全保障会議決定  
閣議決定

内閣総理大臣は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第82条の規定に基づき、防衛大臣から求められた別紙の海上における警備行動の承認について、これを承認する。

### 別紙

ソマリア沖・アデン湾は、年間約2,000隻の我が国に係る船舶が通航するなど、我が国にとって欧州や中東から東アジアを結ぶ極めて重要な海上交通路に当たる。世界全体では海賊事案発生数が減少傾向にある中、この海域においては、最近でも重火器で武装した海賊による事案が多発・急増していることは、大変懸念すべき事態である。

このため、海上における人命又は財産の保護のため特別の必要があると認められることから、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第82条の規定による海上における警備行動により、自衛隊の部隊を派遣し、ソマリア沖・アデン湾において、我が国に係る船舶を海賊行為から防護するために必要な行動をとること。